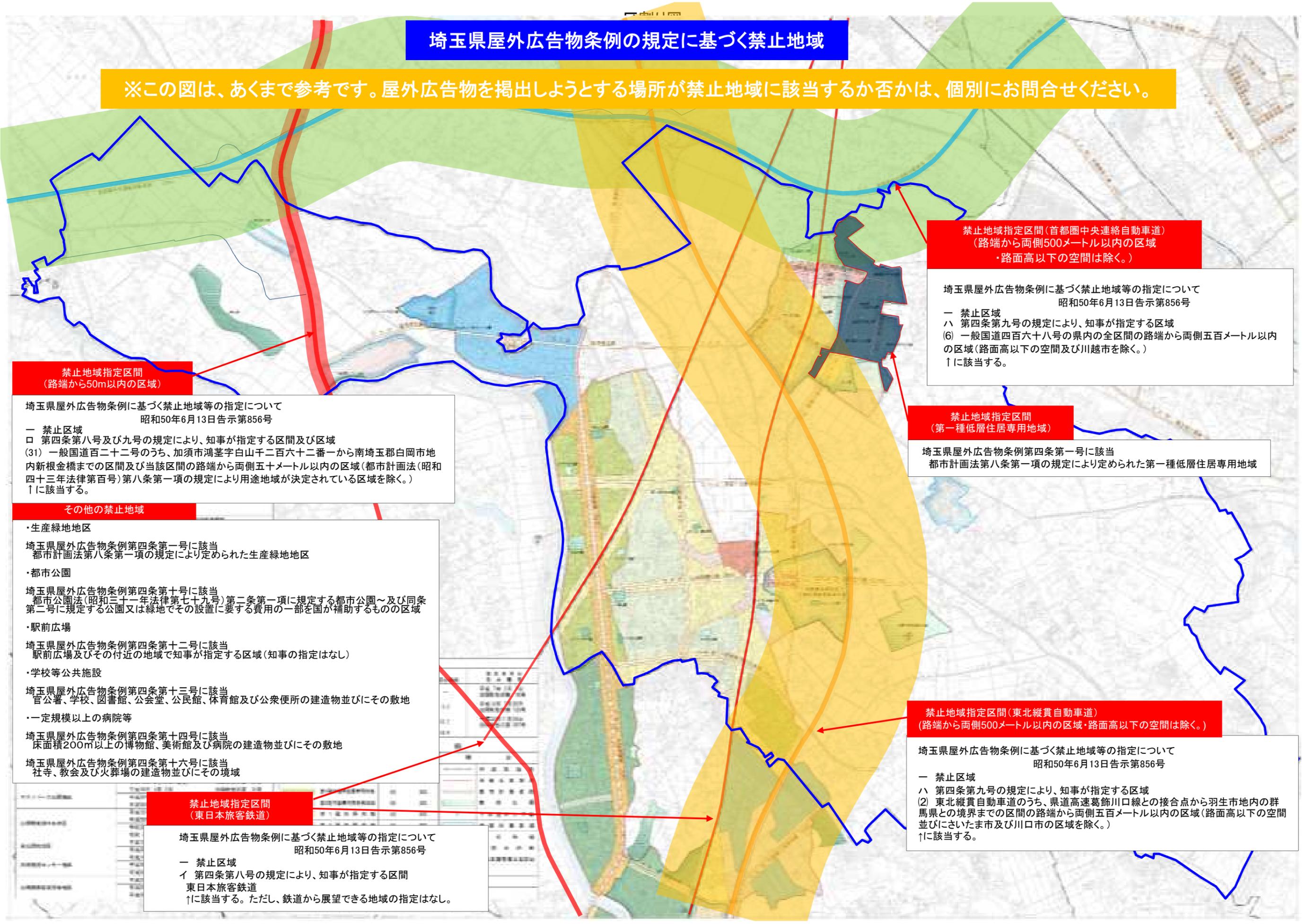


# 埼玉県屋外広告物条例の規定に基づく禁止地域

※この図は、あくまで参考です。屋外広告物を掲出しようとする場所が禁止地域に該当するか否かは、個別にお問合せください。



禁止地域指定区間  
(路端から50m以内の区域)

埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について  
昭和50年6月13日告示第856号

一 禁止区域  
ロ 第四条第八号及び九号の規定により、知事が指定する区間及び区域  
(31) 一般国道百二十二号のうち、加須市鴻基字白山千二百六十二番一から南埼玉郡白岡市地内新根金橋までの区間及び当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項の規定により用途地域が決定されている区域を除く。)  
↑に該当する。

### その他の禁止地域

- ・生産緑地地区  
埼玉県屋外広告物条例第四条第一号に該当  
都市計画法第八条第一項の規定により定められた生産緑地地区
- ・都市公園  
埼玉県屋外広告物条例第四条第十号に該当  
都市公園法(昭和三十二年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園～及び同条第二号に規定する公園又は緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものの区域
- ・駅前広場  
埼玉県屋外広告物条例第四条第十二号に該当  
駅前広場及びその付近の地域で知事が指定する区域(知事の指定はなし)
- ・学校等公共施設  
埼玉県屋外広告物条例第四条第十三号に該当  
官公署、学校、図書館、公会堂、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地
- ・一定規模以上の病院等  
埼玉県屋外広告物条例第四条第十四号に該当  
床面積200㎡以上の博物館、美術館及び病院の建造物並びにその敷地
- 埼玉県屋外広告物条例第四条第十六号に該当  
社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境域

禁止地域指定区間  
(東日本旅客鉄道)

埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について  
昭和50年6月13日告示第856号

一 禁止区域  
イ 第四条第八号の規定により、知事が指定する区間  
東日本旅客鉄道  
↑に該当する。ただし、鉄道から展望できる地域の指定はなし。

禁止地域指定区間(首都圏中央連絡自動車道)  
(路端から両側500メートル以内の区域  
・路面高以下の空間は除く。)

埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について  
昭和50年6月13日告示第856号

一 禁止区域  
ハ 第四条第九号の規定により、知事が指定する区域  
(6) 一般国道四百六十八号の県内の全区間の路端から両側五百メートル以内の区域(路面高以下の空間及び川越市を除く。)  
↑に該当する。

禁止地域指定区間  
(第一種低層住居専用地域)

埼玉県屋外広告物条例第四条第一号に該当  
都市計画法第八条第一項の規定により定められた第一種低層住居専用地域

禁止地域指定区間(東北縦貫自動車道)  
(路端から両側500メートル以内の区域・路面高以下の空間は除く。)

埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について  
昭和50年6月13日告示第856号

一 禁止区域  
ハ 第四条第九号の規定により、知事が指定する区域  
(2) 東北縦貫自動車道のうち、県道高速葛飾川口線との接合点から羽生市内の群馬県との境界までの区間の路端から両側五百メートル以内の区域(路面高以下の空間並びにさいたま市及び川口市の区域を除く。)  
↑に該当する。